

昭和町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

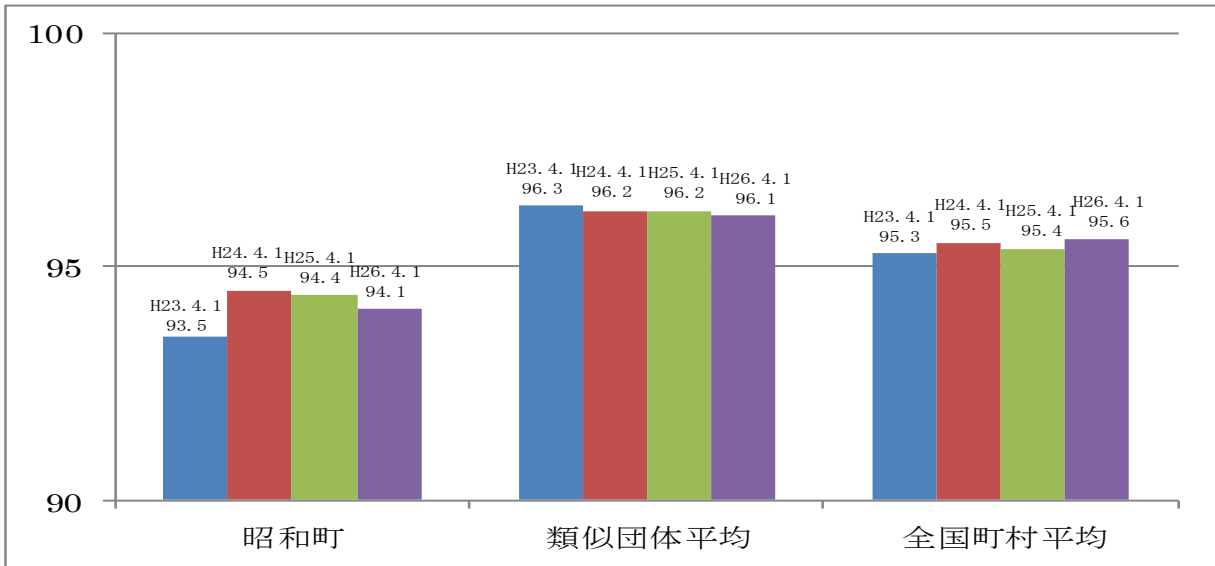
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 18,884	千円 7,458,041	千円 263,808	千円 806,654	% 10.81	% 11.30

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 87	千円 306,718	千円 81,667	千円 117,426	千円 505,811	千円 5,813	千円 5,501

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

- ※ 平成26年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 ・ 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日から実施

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
昭和町	42.5歳	315,000円	368,500円	355,618円
山梨県	43.3歳	338,685円	423,263円	376,250円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.3歳	313,860円	360,066円	339,480円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
昭和町	53.1歳	1人	247,200円	259,600円	259,600円	—	—	—	—
うち電話交換手	53.1歳	1人	247,200円	259,600円	259,600円	—	—	—	—
山梨県	50.4歳	134人	346,283円	—	372,299円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	48.9歳	11人	287,474円	309,179円	298,822円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
昭和町	—	—	—
うち電話交換手	—	—	—

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
昭和町	36.9歳	280,500円	332,375円	301,250円
山梨県	42.9歳	353,784円	413,487円	374,037円
国	46.3歳	315,397円	—	345,048円
類似団体	42.3歳	304,293円	343,227円	315,199円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		昭和町	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	146,700円	—
	中学卒	121,600円	129,200円	—
看護・保健職	大学卒	188,900円	206,900円	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

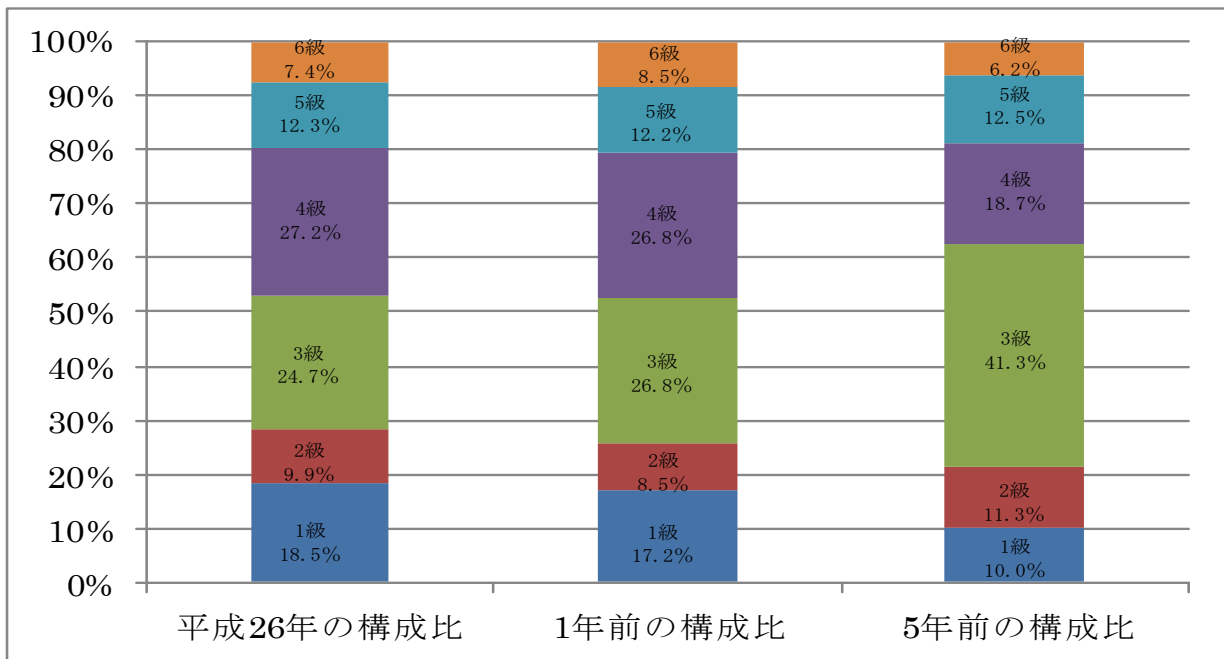
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	243,133円	315,125円	362,100円	384,300円
	高校卒	—	302,500円	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
看護・保健職	大学卒	260,600円	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補	15人	18.5%	135,600円	243,700円
2級	主任	8人	9.9%	185,800円	308,100円
3級	主査・副主査	20人	24.7%	222,900円	355,000円
4級	副主幹	22人	27.2%	261,900円	388,600円
5級	主幹・課長	10人	12.3%	289,200円	401,000円
6級	課長・参事課長	6人	7.4%	320,600円	423,000円

- (注) 1 昭和町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価結果を昇給・昇格に反映している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

昭和町	山梨県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,432千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,484千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) ・役職加算：5～15%	(加算措置の状況) ・役職加算：5～20% ・管理職加算：10～25%	(加算措置の状況) ・役職加算：5～20% ・管理職加算：10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

現在、勤務実績へ反映させるため、人事評価に取り組んでいる。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

昭和町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%)	
1人当たり平均支給額	千円	21,470千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		19,876千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		196,800円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
昭和町一般職員	5%	101人	0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		94.1 (98.8)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	15,972千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	181千円
支給実績（平成24年度決算）	15,935千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	181千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	配偶者：13,000円、子：6,500円等	同		9,687千円	248,400円
住居手当	自居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える職員を対象	同		4,806千円	320,400円
通勤手当	片道2km以上を超えた場合、月額2,000円～距離に応じて	同		1,778千円	46,800円
管理職手当		同		10,387千円	649,200円
宿日直手当		同		3,367千円	73,200円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料		月額等	
給料	市区町村長	(740,000円)	(円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市町村長			854,000円 / 399,000円	
報酬	議長	(280,000円)	(円)	420,000円 / 230,000円	
	副議長	(214,000円)	(円)	360,000円 / 180,000円	
	議員	(189,000円)	(円)	345,000円 / 157,000円	
期末手当	市区町村長	(平成25年度支給割合)			
	副市町村長	3.95月分			
退職手当	議長	(平成25年度支給割合)			
	副議長	3.10月分			
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	備考	給料 × 42/100 × 在任月数	1,492万円	任期毎	

（注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

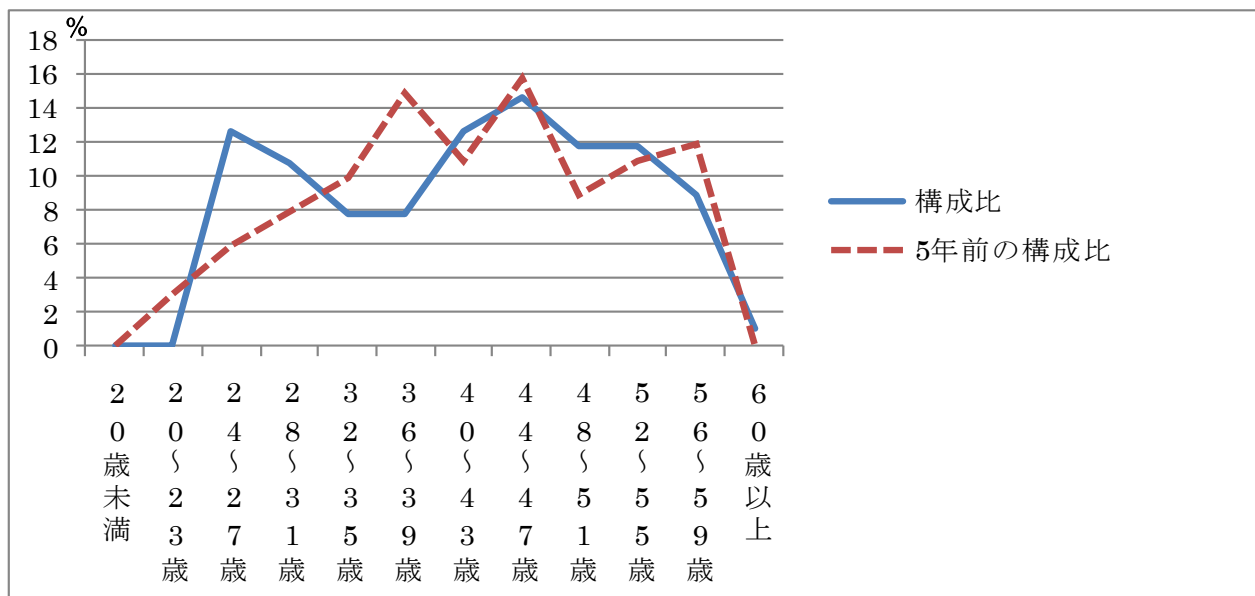
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	
	一 般	20	22	2	職員交流事業等に関する業務増
	行 政	9	11	2	収納等に関する業務増
	部 門	2	2	0	
	商 工	1	1	0	
	土 木	16	12	△4	土木業務の見直しに伴う減
	民 生	12	13	1	福祉等に関する業務増
	衛 生	11	12	1	衛生等に関する業務増
	計	73	75	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 39.72人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 70.03人)
	教 育 部 門	15	14	△1	国民文化祭終了に伴う減
消 防 部 門	—	—	—		
小 計	15	14	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.13人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 89.01人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	下 水 道	5	5	0	
	そ の 他	8	8	0	
	小 計	13	13	0	
合 計		101 [106]	102 [106]	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.01人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	13人	11人	8人	8人	13人	15人	12人	12人	9人	1人	102人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	75	74	75	74	73	75	- (-%)
教育	14	12	13	15	15	14	- (-%)
消防	—	—	—	—	—	—	- (-%)
普通会計計	89	86	88	89	88	89	- (-%)
公営企業等会計計	12	13	13	13	13	13	1 (8.3%)
総合計	101	99	101	102	101	102	1 (1.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。